

## 第1章 基本計画策定の趣旨

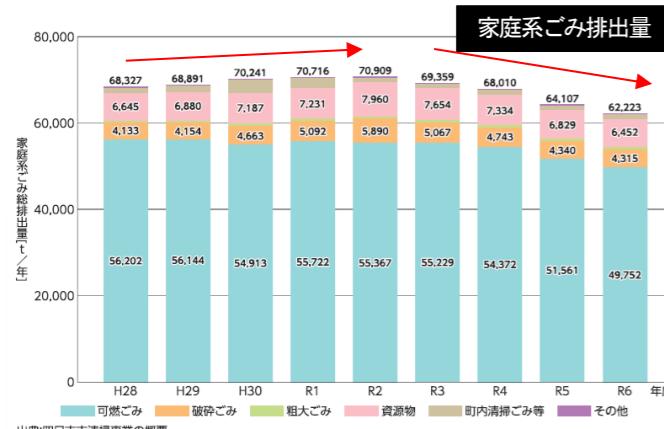
本計画は、2021（R3）年3月に策定したごみ処理基本計画（以下「見直し前計画」と言う。）策定以降の本市の取組を評価・検証しつつ、国・県等の動向、社会情勢の変化等を考慮し、中間目標年次における中間見直しを行うものです。見直しにおいては、本市のごみ処理の状況、実施施策の取組状況を把握するとともに、国が2024（R6）年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」や本市の環境計画の将来像（環境問題は「自分ごと」）に基づき見直しを行います。

## 第2章 四日市市の概要・第3章 ごみ処理の現状と課題



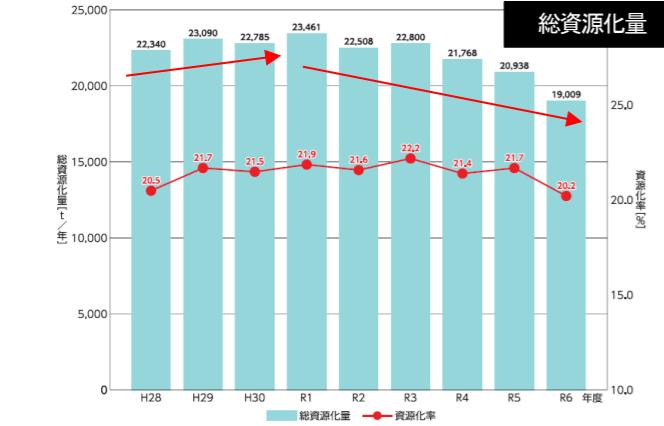
出典:四日市市清掃事業の概要  
注:集団回収にはエコステーション分を含む。

ごみ総排出量は緩やかな減少傾向にあります。全国的にも同様な傾向にあります。国や三重県の削減目標を踏まえ、一層の減量が必要です。



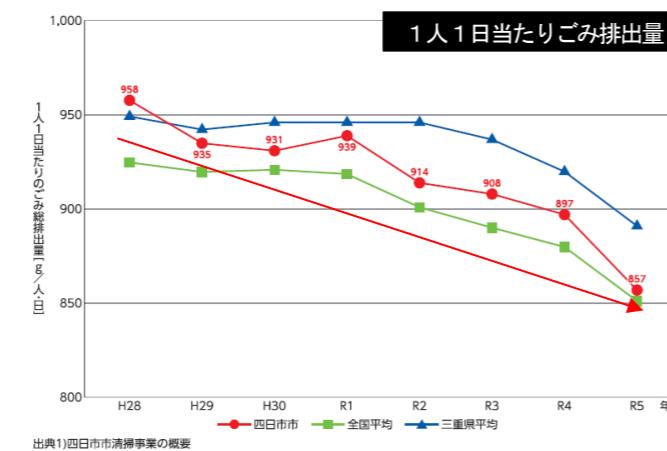
出典:四日市市清掃事業の概要

新型コロナウイルスの影響で令和1、2年度に増加以降、減少傾向にあります。



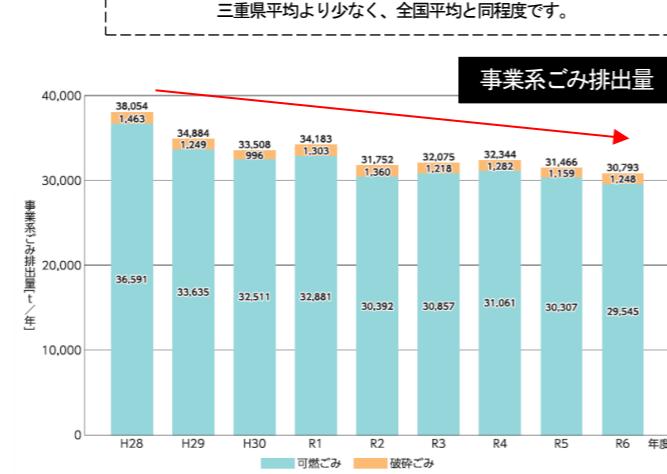
出典:四日市市清掃事業の概要

資源物の排出機会の多様化やデジタル化による紙の使用量の低下により、令和元年度をピークに減少傾向にあります。



出典1)四日市市清掃事業の概要

出典2)全国及び三重県一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



出典:四日市市清掃事業の概要

公共事業により発生した刈草、剪定枝のリサイクル等により、減少傾向にあります。



出典:四日市市清掃事業の概要

平成28年度の四日市市クリーンセンター稼働に伴い、大幅に減少しています。

## 【ごみ処理の基本理念と基本方針】

### 1. 基本理念

みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」

### 2. 基本方針

#### 基本方針1 ごみの発生抑制の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった各段階で、ごみの発生抑制の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り削減します。

#### 基本方針2 適正な資源化の推進

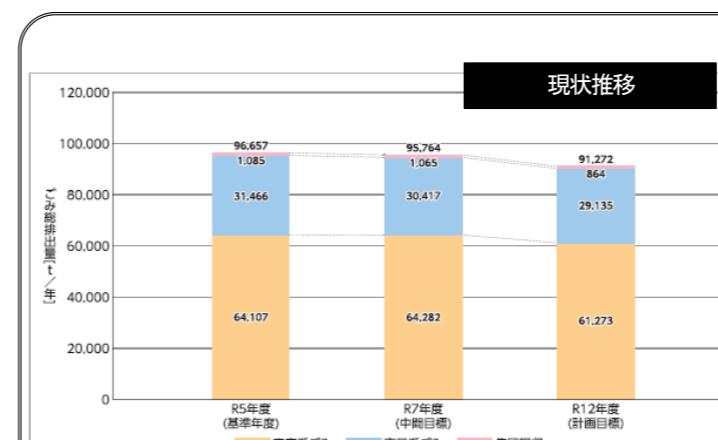
市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いに協力して、環境負荷にも配慮しつつ、適正な分別によるごみの減量、資源化を推進します。

#### 基本方針3 適正な処理・処分の維持

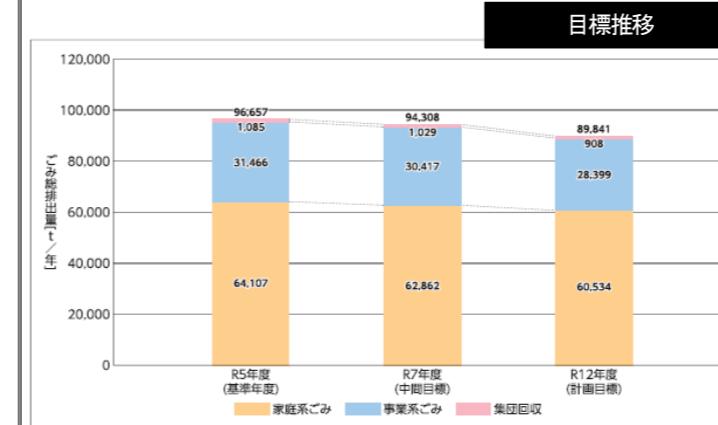
資源化を含めた適正な処理・処分が行える体制を維持します。処理・処分体制については、安心で安全な処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、適正な整備を行います。

## 第4章 予測と目標

国及び三重県の目標値を踏まえつつ、実現可能な範囲で循環型社会形成推進のための数値目標を設定します。

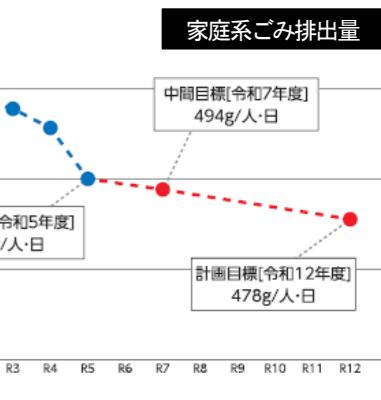


出典:四日市市清掃事業の概要

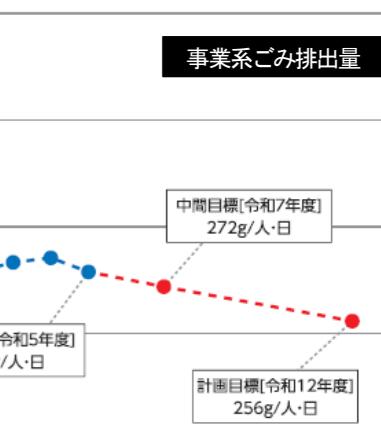


出典:四日市市清掃事業の概要

## 目標値



注:家庭系ごみ排出量は資源物・町内清掃を除く



## 第5章 ごみ処理基本計画の施策体系

### 1. 施策体系

本計画の施策の体系を以下に示します。

基本理念	基本方針	基本施策	実施施策	実施施策	
				新しい位置付け	継続
みんなで創る『住み続けられるまち・四日市』	基本方針1 ごみの発生抑制の推進	基本施策1-1 発生抑制の推進	① 容器包装削減の推進	継続	
			② 使い捨て製品の使用削減の推進	継続	
			③ 食品ロス削減の推進	拡充	
			④ 生ごみの水切りの励行	継続	
		基本施策1-2 再使用の推進	⑤ 再生品使用の推進	継続	
			⑥ リサイクルショップやバザー等の活用	継続	
			⑦ 次世代を担う子どもたちへの啓発の推進	継続	
		基本施策1-3 普及啓発活動の推進	⑧ 事業系ごみの適正処理の徹底	拡充	
			⑨ 排出事業者の啓発	継続	
			⑩ 資源物持去り対策の推進	継続	
基本方針2 適正な資源化の推進	基本施策2-1 分別の徹底	⑪ 分別啓発の推進	継続		
		⑫ 外国人市民への対応	継続		
		⑬ 資源集団回収活動の支援・活性化	継続		
		⑭ エコステーションの支援・拡充	継続		
		⑮ ごみ集積場の円滑な運営	継続		
	基本施策2-2 資源循環利用の推進	⑯ 家庭系生ごみの資源化推進	継続		
		⑰ 紙類の資源化推進	拡充		
		⑱ 中間処理施設での資源化・熱エネルギー回収の推進	継続		
	基本施策2-3 新たな資源化の推進	⑲ 民間事業者等と連携したごみの減量化・資源化の推進	拡充		
		⑳ 剪定枝・刈草等の資源化の推進	継続		
		㉑ 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進	継続		
		㉒ 効果的・効率的な収集・運搬体制の構築	継続		
		㉓ 高齢化社会への対応	継続		
基本方針3 適正な処理・処分の維持	基本施策3-1 収集・運搬体制の整備推進	㉔ ごみ集積場の円滑な運営(再掲)	継続		
		㉕ 清掃施設の整備	継続		
		㉖ 清掃施設の維持管理	継続		
		㉗ 最終処分場の維持管理	継続		
	基本施策3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進	㉘ 海洋プラスチックごみ対策の推進	継続		
		㉙ 災害廃棄物への対応	拡充		
		㉚ 不法投棄の未然防止、監視体制の強化	継続		
	基本施策3-3 適正処理の推進	㉛ 適正処理困難物への対応	継続		
		㉜ きれいなまちづくりの推進	継続		

### 2. 重点施策の概要

#### (1) 基本方針1【ごみの発生抑制の推進】

##### 1) 基本施策1-1 発生抑制の推進

###### ③食品ロス削減の推進

市民一人ひとりの意識・行動改革に向けて、引き続き映像やチラシなどの啓発媒体を作成し、様々な機会を捉えた啓発の場で使用できる教育素材の開発・提供を行うとともに、外食産業・小売店などとの連携による食べきり・使い切りを推進する「よっかいち食べきり推進店事業」等を実施することで、食品ロスの削減に取り組みます。

##### 2) 基本施策1-3 普及啓発活動の推進

###### ⑦次世代を担う子どもたちへの啓発の推進

3R活動への意識を高めるため、市民・事業者・行政の連携による環境学習講座を実施します。社会見学で四日市市クリーンセンターを訪れる小学生への啓発、ごみ収集車を用いた学校への出前講座に加えて、教育委員会等とも連携しながら、学校での環境教育を支援します。

###### ⑧事業系ごみの適正処理の徹底

事業者向けにごみ減量啓発パンフレットを発行するなど、きめ細かい指導・啓発を行い、事業系ごみの減量を推進します。事業系一般廃棄物の展開検査を行い、不適切なごみの持ち込みの抑制及び不適切なごみを出した排出者の指導を行います。

###### ⑩資源物持ち去り対策の推進

市民アンケート調査でも、資源物持ち去り行為が確認されています。資源物持ち去りの実態を把握し、警察・警備会社等と連携したパトロールの強化を図り、悪質な行為者の告発を行います。また、早朝から持ち去り行為が行われていることから、排出時間の徹底も進めるとともに、資源化業者に対しても、集積場から持ち去られた資源物の買い取りは行わないよう指導します。

#### (2) 基本方針2【適正な資源化の推進】

##### 1) 基本施策2-1 分別の徹底

###### ⑪分別啓発の推進

ごみ組成分析調査を定期的に実施し、分別状況を把握するとともに、その結果を市民に対しても周知することにより、意識啓発を行います。特に紙類は、市民アンケート調査でも排出の多様化が確認されており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。そこで、市による収集以外の排出方法と連携し、市民の排出方法の多様化を図ることにより、可燃ごみへの混入回避を図ります。紙類は多様な種類が存在しているため、資源物として活用できる紙類を広報誌等で周知に努めます。

リチウムイオン電池やスプレー缶、ライターなど、火災の原因となる可能性があるものについては、適切に分別し、資源物として排出するよう周知に努めます。

###### ⑫外国人市民への対応

ごみガイドブックやごみ収集日程表、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の利用促進を図るとともに、ごみ出し3原則（決められた日に、決められたものを、決められた集積場へ）のルールについても周知に努めます。

###### ⑬資源集団回収活動の支援・活性化

集団回収の担い手の減少に加え、紙類などの排出量が減少している現状を踏まえて、資源物を自主回収する団体の活動を支援します。また、実施団体を新規開拓するため、こども会や自治会に向けて制度の周知を図ります。

###### ⑭エコステーションの支援・拡充

紙類などの市況が低迷している現状を踏まえて、エコステーションの活動を支援するとともに、設置要件などを見直すことで拡充を図ります。

##### 2) 基本施策2-2 資源循環利用の推進

###### ⑰紙類の資源化推進

紙類の適正な分別を啓発するとともに、資源化推進に向けて、行政回収に加えて民間事業者が設置する回収拠点や、小売店などの店頭回収の利用について周知・広報を行います。

また、展開検査で事業系一般廃棄物に紙類の混入が見られるため、事業者に対して古紙回収事業者のリスト等を配布し、紙類の資源化推進を図ります。

さらに、雑紙については、現在の「ひもで縛って出す」ルールに加えて、市民が出しやすくなるよう、「紙袋にまとめて入れる」という出し方の追加を検討します。ルールの変更にあたっては、他自治体の事例を参考とし、市民への周知・啓発のため、「雑紙回収袋」の配布を検討します。

### 3) 基本施策 2-3 新たな資源化の推進

#### ⑯民間事業者等と連携したごみの減量化・資源化の推進

民間事業者と連携し、フードドライブの実施や、食品トレイ等の資源化を促進します。スーパーマーケット等の小売店等と連携し、市民から排出される紙類の資源化や食品ロス削減の啓発をします。リユースの取組も先進自治体の事例を参考に検討します。

### (3) 基本方針 3【適正な処理・処分の維持】

#### 1) 基本施策 3-1 収集・運搬体制の整備推進

##### ⑰効果的・効率的な収集運搬体制の構築

安定した市民サービスを維持するため、効果的・効率的なごみの収集・運搬体制を維持・構築します。現在、南北 2 箇所に配置されている清掃事業所については、いずれも建物の老朽化が進んでいます。事業所の建て替えについては、今後の統合を見据えて検討します。また、DX・AI を活用した収集体制の最適化についてシステムの導入を検討します。

##### ⑱高齢化社会への対応

現在、実施している福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムの拡充・定着を図るとともに、引き続き福祉部局と連携し、ごみ出しが困難な方のニーズの把握に努めます。また、片付けごみについては、クリーンセンターへの直接搬入が土曜日、祝祭日も可能であることの周知や、ごみの出し方についての講座を開催するなど、平時から取り組みやすくなるよう情報提供し周知、啓発を図ります。

#### 2) 基本施策 3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の整備推進

##### ⑲清掃施設の整備

北部清掃工場の解体を行うとともに、跡地に資源物等保管施設の整備を進めます。また、南部埋立処分場の既埋立区画の最終覆土整備を行うとともに老朽化が進む浸出水処理施設の整備手法を検討します。

#### 3) 基本施策 3-3 適正処理の推進

##### ⑳海洋プラスチックごみ対策の推進

地域団体などが実施している海岸清掃活動と協働し、海岸清掃を通じて市民に海洋プラスチック問題について啓発を行うとともに、河川等から海洋に流出するプラスチックを減らすため、河川沿いのごみ集積場をネットタイプからボックスタイプのものに改修していきます。

2024（R 6）年 3 月に策定された伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画を踏まえ、三重県などとも役割分担しながら、不法投棄パトロールエリアの重点ポイントに河川、水路周辺を加えるなど、海洋へのプラスチックごみの流入の防止に努めます。

また、地域や市民団体と協働し、2021（R 3）年度から吉崎海岸において実施している「よっかいち海ごみゼロ大作戦！」を継続して実施し、プラスチックごみによる海洋汚染を防ぐことについての啓発を行います。

##### ㉑災害廃棄物への対応

被災時に発生する災害廃棄物に迅速に対応するため、片付けごみの出し方や消毒方法などを記載したパンフレットを用いて市民に啓発するとともに、各地の事例を踏まえて内容も見直します。また、初動時の対応力を上げるため塵芥収集車の一部をプレス機能付きの車両を継続して保有するとともに、重機等について災害時に利用可能なものとします。

また、2024（R 6）年度に初めて実施した災害時のし尿処理に対応するための訓練などを通じて、災害時の対応力向上に努めるとともに市民を対象とした訓練の実施を検討します。

## 第6章 収集運搬、中間処理、最終処分体制

### (1) 収集運搬体制

#### 1) 家庭系ごみ

○現在の収集区分である 5 種 15 分別は継続し、粗大ごみ以外は集積場収集とします。また、収集頻度も現状維持します。

○市が指定したごみ集積場については、地域住民の協議等において選定し、条例に基づき市が指定します。

○維持管理については、引き続きごみ集積場を利用する人が連帯して行います。

○収集体制については、災害時の対応力の強化や高齢化など今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な収集・運搬体制構築の観点から現行の収集体制を維持します。

### 2) 事業系ごみ

○事業系ごみについては本市の分別ルールに従って適正に分別し、中間処理施設までの運搬は、排出事業者の役割と責任において排出事業者自らが行うか、一般廃棄物収集運搬業者への委託とします。

○排出事業者・一般廃棄物収集運搬業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図り、排出事業者・一般廃棄物収集運搬業者の意識向上に向けて取り組みます。

○一般廃棄物収集運搬業者数については、安定した収集運搬が行われるよう適正化を進めます。

#### 3) 特別管理一般廃棄物

○排出事業者等は、特別管理一般廃棄物を他の廃棄物と区分し、「廃棄物処理法」に基づき処理業者に委託し適正に処理します。

○在宅医療により家庭から排出されるものであっても、鋭利なものや感染するおそれがある注射器や注射針については特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等を通じて処理するよう適切な周知を図ります。

#### 4) 本市で収集しないもの

○法律で再生利用等が義務づけられているもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、「家電リサイクル法」に基づき資源化を進めていくため、排出及び処理方法について適切な周知を図ります。

○本市で適正処理ができないもの

タイヤや消火器といった適正処理が困難な廃棄物や、農薬などの人体や環境に影響をおよぼす恐れのある廃棄物については、本市の処理施設では処理が難しいため、排出及び処理方法について適切な周知を図ります。

### (2) 中間処理体制

#### 1) 焼却施設

○四日市市クリーンセンターのガス化溶融施設において、焼却処理を行い熱エネルギーの回収を行うとともに、溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰は資源化します。

○四日市市クリーンセンターの稼働に伴い稼働停止した北部清掃工場を解体します。解体後の跡地の一部を、資源物等の保管施設として整備するとともに、災害時は災害ごみの一時保管や駐車スペースとしクリーンセンターの機能を補完できるように整備します。

#### 2) 破碎施設

○四日市市クリーンセンターの破碎処理施設において、破碎・選別処理を行い鉄類及びアルミ類の回収を行います。

○処理残渣は、引き続きガス化溶融施設において焼却処理を行うことで、最終処分量の削減を図ります。

#### 3) 資源化施設

○四日市市楠衛生センターにおいて、資源物として収集したびん類の選別処理を行うとともに、乾電池・水銀体温計、小型家電、蛍光管等を保管し、資源化を図ります。

○四日市市楠衛生センターの焼却施設等の跡地は、災害時における災害廃棄物の仮置場として活用します。

### (3) 最終処分体制

今後も、四日市市南部埋立処分場において最終処分を行います。

## 第7章 ごみ処理基本計画の推進体制

### (1) 推進体制

#### 1) 市民、事業者、地域活動団体との連携

各主体との連携を推進し、新たな発想・取組を創造します。

#### 2) 四日市市ごみ減量等推進審議会への報告・提言による最新知見の反映

四日市市ごみ減量等推進審議会への報告及び審議会からの提言により、ごみ処理政策への市民意見を反映します。

#### 3) 四日市市議会への報告・提言による市民意見の反映

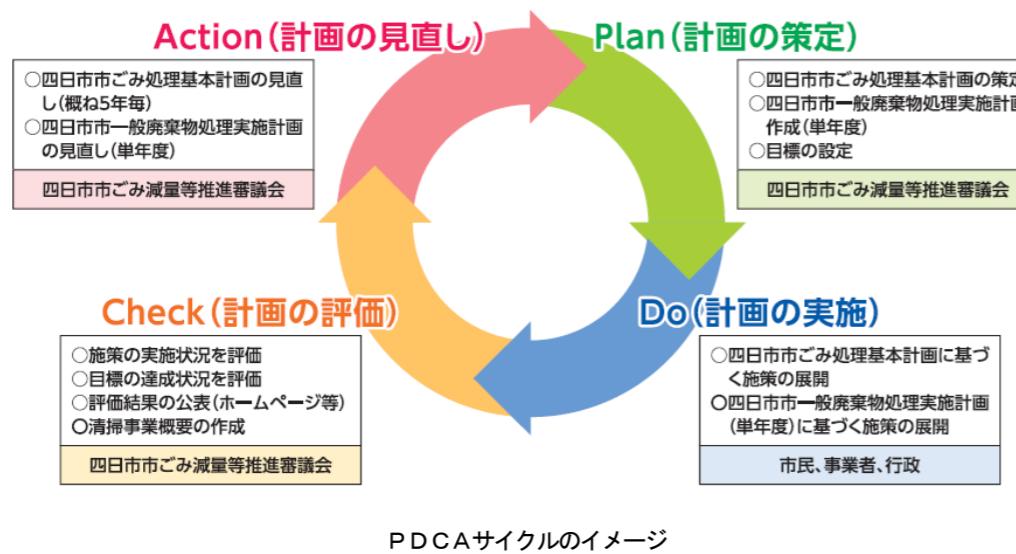
四日市市議会への報告及び市議会からの提言により、ごみ処理政策へ市民意見を反映します。

#### 4) 国、県、周辺自治体との連携

ごみの減量や資源循環などの課題の状況把握や、課題解決に向けて、国や県、周辺自治体との連携を強化します。

## (2) 計画の進行管理

- 本計画の進行管理は、P D C Aサイクルにより、継続的に計画の実施、点検・評価、改善・見直しを行います。
- 数値目標の達成状況や各種施策の進捗状況を「四日市市清掃事業の概要」で点検・評価し、各年度の「四日市市一般廃棄物処理実施計画（単年度）」作成の際に、必要に応じ施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、継続的な改善を図ります。
- 「四日市市一般廃棄物処理実施計画（単年度）」の実施状況や「四日市市清掃事業の概要」については、四日市市ごみ減量等推進審議会へ報告し検証・評価するとともに、その結果を適宜公表します。その検証・評価を踏まえて実施計画の見直し・策定を行います。



## 第8章 食品ロス削減推進計画

### (1) 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国の基本方針や三重県の計画を踏まえて策定します。

### (2) 四日市市の目標

国の削減目標を参考に家庭系及び事業系の一般廃棄物に含まれる食品ロス発生量について、2023（R5）年度比7.3%減、4g/人・日減（スプーン一杯程度）の削減目標を設定し、基本施策を着実に実行することにより市民の意識啓発や事業者の積極的な取組を促します。

#### 本市の削減目標

目標項目	現状(2023 (R5) 年度)	目標 (2030 (R12) 年度)
食品ロス発生量	家庭系 6,239 t (55 g/人・日)	家庭系 5,740 t (52 g/人・日) (8.0%減)
	事業系 3,144 t (28 g/人・日)	事業系 2,955 t (27 g/人・日) (6.0%減)
	計 9,383 t (83 g/人・日)	計 8,695 t (79 g/人・日) (7.3%減)

家庭系：51,561t（家庭系可燃ごみ）×12.1%（2023（R5）年度ごみ組成分析より食品ロス割合設定）

事業系：地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル2025（R7）年3月環境省より算出  
(食品製造業除く)

注：国の削減量＝（令和12年目標値-令和5年実績値）÷令和5年実績値×100

家庭系：(216万t-233万t)÷233万t×100=▲7.3%＝▲8.0%

事業系：(219万t-231万t)÷231万t×100=▲5.2%＝▲6.0%

### (3) 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

○消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発

○家庭における食品ロス削減

### (4) 環境教育、環境学習の充実

### (5) ライフスタイルに合わせた食品ロス削減

・水切りの励行 ・食品ロスダイアリーの実施 ・生ごみ処理機購入費補助

### (6) 飲食店、小売店等における食品ロス削減

### (7) 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なリサイクルの推進

○未使用食品等の有効活用

・フードドライブの実施 ・食品ロスマッチング事業

○食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正なリサイクルの推進

### (8) 目標達成に向けた共通施策

○四日市市食品ロス削減啓発キャラクターによる意識醸成

○食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

### (9) 各主体の役割

#### ○市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握します。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移します。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。

#### ○事業者の役割

事業者は食品ロス削減推進法に基づき食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動に関して食品ロス削減に繋がる取組を実践します。また、市が実施する食品ロス削減に繋がるあらゆる取組に積極的に協力します。

#### 1) 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、各工程における適正管理・鮮度保持に努めます。
- ・食品の製造方法の見直しや容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組みます。

#### 2) 食品卸売・小売業者

- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組（手前どり、値引き、ポイント付与等）を行います。
- ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行います。
- ・季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をします。

#### 3) 外食事業者

- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛りメニュー等）を導入します。
- ・食べきりを呼びかける「30・10（さんまる いちまる）運動」等の取組を呼びかけます。
- ・消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を整えます。

#### 4) 食品関連事業者以外の事業者の役割

- ・食品ロス削減の重要性について理解を深め、従業員への啓発を行うなど、食品ロスの削減に繋がる取組を実践します。

#### ○行政の役割

市は国、三重県の食品ロスに関する施策について積極的に情報収集を行うとともに、市民や事業者に対して食品ロスの削減に関する普及啓発を行い、市民や事業者が気軽に削減に取り組める内容を提案するなどの情報発信を行います。

市が率先して食品ロス等の削減に向けた取組を実践するとともに市民や事業者、関係団体等の取組に対し、それぞれの強みを生かした施策を実施できるよう積極的に支援を行います。

市は定期的にごみの組成分析を行い、食品ロスの実情を把握、分析し、実効性のある取組を推進します。

#### 1) 市民に対して

- ・広報やSNSなどを用いて食品ロス削減の周知・啓発を行い、市民が気軽に削減に取り組める内容を提案するなど、一人ひとりの行動を促します。
- ・小学生などを対象とした出前講座や社会見学を通じて、こどもの時から食品ロスに対する意識醸成を図ります。
- ・市のイベント等でフードドライブを行い、目を引くのぼり等を用いることで、食品を寄付いただく方だけでなく、近くを通る人に対しても意識付け及び周知を図ります。

#### 2) 事業者に対して

- ・食品ロス削減に関する啓発用品（手前どりのポップ、のぼり、箸袋等）の配付を行います。
- ・フードドライブを行う事業者に対し、のぼりやコンテナボックスなどの貸し出し及び実施方法などを教示します。
- ・食品ロスに関する情報発信を行います。